

令和元年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和元年11月28日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
13番 工藤 義明	14番 野並 享子
15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	市立病院事務部長	吉川 武克
総務部長	小山 日出夫	総務部政策監 (人権施策担当)	三上 忠宏
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	野崎 昌造
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	杉本 源造
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	市木 不二男
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議第116号から議第142号まで一括上程

(令和元年度野洲市一般会計補正予算(第10号) 他26件)

提案理由説明

市長提出議案

議第116号 令和元年度野洲市一般会計補正予算(第10号)

議第117号 令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議第118号 令和元年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議第119号 令和元年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議第120号 令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第2号)

議第121号 令和元年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算(第2号)

議第122号 令和元年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号)

議第123号 令和元年度野洲市下水道事業会計補正予算(第1号)

議第124号 令和元年度野洲市病院事業会計補正予算(第2号)

議第125号 野洲市みどりの基本条例

議第126号 「西河原字上ダイ地区」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

議第127号 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議第128号 野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議第129号 野洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議第130号 野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議第131号 野洲市改良住宅条例及び野洲市営住宅条例の一部を改正する条例

議第132号 野洲市墓地公園条例の一部を改正する条例

- 議第 1 3 3 号 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例
- 議第 1 3 4 号 野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議第 1 3 5 号 野洲市老人憩の家条例を廃止する条例
- 議第 1 3 6 号 野洲市農業集落排水処理施設条例等を廃止する条例
- 議第 1 3 7 号 財産の譲与について
- 議第 1 3 8 号 財産の譲与について
- 議第 1 3 9 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市三上集楽センター）
- 議第 1 4 0 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（菖蒲漁港ほか）
- 議第 1 4 1 号 指定管理者の指定につき議決を求めることについて（野洲市野洲川河川公園）
- 議第 1 4 2 号 市道路線の認定について

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

（開会）

○議長（岩井智恵子君）（午前 9 時 0 0 分） 皆様、おはようございます。

ただいまから第 6 回野洲市議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日、報道機関が来ておられますので、録画、録音、写真撮影を許可しますので、申し伝えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 1 8 名全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出され、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

（日程第 1）

○議長（岩井智恵子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第9番、田中陽介議員、第10番、稲垣誠亮議員を指名いたします。

（日程第2）

○議長（岩井智恵子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの23日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりですので、ご了承願います。

（日程第3）

○議長（岩井智恵子君） 日程第3、議第116号から議第142号まで、令和元年度野洲市一般会計補正予算（第10号）他26件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

局長、お願いします。

○議会事務局長（瀬川俊英君） 改めまして、おはようございます。

それでは、朗読いたします。

議第116号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第10号）他補正予算8件、議第125号野洲市みどりの基本条例他条例制定・改廃11件、議第137号財産の譲与について他その他5件。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長、お願いします。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和元年第6回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、今議会に提案いたします議案につきまして、ご説明申し上げます。

本定例会におきましては、議案といたしまして、補正予算9件、条例の制定・改廃12件、その他6件の合計27件を提案いたしますので、ご審議とご採決をよろしくお願い申し上げます。

議第116号から議第124号までの令和元年度一般会計補正予算、特別会計補正予算並びに事業会計補正予算について、その概要をご説明申し上げます。

まず、議第116号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第10号）は、1億1,539万4,000円を増額いたします。

歳出の主な内容は、総務費では、税務管理費について、法人市民税の予定納税に係る還付等3,050万円を増額します。市税賦課徴収事務費については、令和3年度から導入することとなった都市計画税に係るデータ検証委託費277万2,000円を減額します。

民生費では、障がい者自立支援事業費について、障がい者介護給付費及び訓練等給付費等の給付費9,408万9,000円、障がい児放課後等デイサービス事業等の障がい児給付費2,501万2,000円を増額します。

また、高齢者の措置入所に必要な老人保護措置費については、措置対象者の増加により273万円を増額します。

学童保育所運営費については、篠原こどもの家に係る排水設備等の追加工事が必要であることから、750万円を増額します。

衛生費では、余熱利用施設整備運営費について、契約後の物価上昇に伴い、PFI施設整備委託料1,133万2,000円を増額します。廃棄物最終処分場費については、昨年度に起きた大阪湾広域処理場の被災に伴う災害復旧事業負担金135万4,000円を追加します。

土木費では、交通安全施設整備費について、通学路の横断歩道等の施設整備費196万4,000円を増額します。

消防費では、日本損害保険協会からの軽消防自動車の寄贈により、必要な車両登録費用等9万2,000円を追加します。

教育費では、教育振興事業費について、来年度の小学校の学習指導要領改訂に伴い、新たな教科書が採択されたことから、教師用の教科書及び指導書の費用2,000万円を追加し、保健体育推進事業費について、来年5月に行われる東京オリンピック聖火リレーの警備業務に係る市町村負担金167万円を追加します。

この他、今年4月1日付の人事異動等に伴う各費目の人件費の増減や人事院勧告に伴う給与の改定等等により、1億259万1,000円を減額します。

次に、歳入の主な内容は、国県支出金については、障がい者自立支援事業の介護給付費等の増額に伴い、国庫負担金4,704万4,000円、県負担金2,352万2,000円を増額し、障がい児給付費の増額に伴い、国庫負担金1,250万6,000円、県負担金625万3,000円を増額します。

また、個人番号カード交付事務に係る国庫補助金284万7,000円を増額します。

この他、母子・父子福祉対策事業費において、助産施設入所措置の増加に伴い、国庫負担金45万円、県負担金22万5,000円を増額します。

諸収入では、市営住宅に係る損害賠償金の判決確定に伴う弁償金90万5,000円、野洲文化ホールに係る12月から翌年3月までのネーミングライツ料50万円を追加します。

また、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育園の給食費等133万3,000円、こども園の副食費437万7,000円を追加すると共に、幼稚園の間食費についても13万5,000円を増額します。

市債につきましても、大阪湾広域処理場の負担金に係る災害復旧事業債130万円を追加します。また、余熱利用施設の増額に伴う余熱利用施設整備事業債1,130万円、篠原こどもの家増築工事の増額に伴い、合併特例債120万円を増額します。

その他、財源調整として繰越金456万7,000円を増額すると共に、財政調整基金からの繰入金2,000万円を減額します。

債務負担行為の補正については、令和2年度までの野洲市みどりの基本計画策定事業にかかる費用900万円を上限額として設定します。

次に、議第117号令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、1億7,208万6,000円を増額します。

主な内容は、歳出において、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の増額に伴い、保険給付費1億7,100万円を増額し、人事異動や人事院勧告等に伴う人件費84万5,000円を増額します。

歳入においては、保険給付費の増加に伴い、県支出金を1億7,100万円増額し、人件費分の一般会計からの繰入金84万5,000円を増額します。

次に、議第118号令和元年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、

55万7,000円を減額します。

歳出では、人事異動や人事院勧告等に伴う人件費を、歳入では人件費分の一般会計からの繰入金をそれぞれ減額します。

次に、議第119号令和元年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、1,479万円を増額します。

主な内容は、歳出では保険給付費について、介護予防サービス給付費の増加が見込まれることから450万円を、高額医療合算介護サービス給付費の見込み量の変更により63万円を増額します。

また、人事異動や人事院勧告等に伴う人件費1,134万4,000円を増額します。

歳入では、介護予防サービス給付費等の増額に伴い、国庫支出金552万5,000円、支払基金交付金209万2,000円、県支出金276万2,000円を増額し、一般会計からの繰入金197万2,000円を増額します。

次に、議第120号令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）は、107万8,000円を増額します。

主な内容は、歳出において、合葬墓整備に伴うさくら墓園管理システムの改修委託料を99万9,000円追加し、その財源については墓地公園整備基金を充当します。

次に、議第121号野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第2号）は、390万円を減額します。

地域開発事業債の借り入れ利息が確定したことにより、歳入歳出共に所要額を減額します。

次に、議第122号令和元年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）は、人事異動や人事院勧告等に伴う人件費の補正を行うため、予算第3条の収益的支出に201万3,000円を増額し、予算第4条の資本的支出に90万7,000円を減額します。

次に、議第123号令和元年度野洲市下水道事業会計補正予算（第1号）についても、人事異動や人事院勧告等に伴う人件費の補正を行うため、予算第3条の収益的支出に29万7,000円を減額し、予算第4条の資本的支出に16万1,000円を減額します。

次に、議第124号令和元年度野洲市病院事業会計補正予算（第2号）は、予算第3条収益的支出について、人事異動や人事院勧告等に伴う人件費、開院準備経費負担金等を減額し、賃借料、委託料などの経費について増額することによる組み替え補正を行います。

予算第4条の資本的支出については、機器備品購入費の5,000万円など、合わせて

5, 321万5, 000円を増額します。

この財源については、資本的収入で、機器備品購入に対する病院事業債5, 000万円を増額します。

以上、議第116号から議第124号までの各会計補正予算の提案説明といたします。

議第125号野洲市みどりの基本条例についてご説明いたします。

本条例は、本市におけるみどりの保全及び緑化の推進について基本理念を定めると共に、みどりの保全及び緑化の推進に関する事項を定めることにより、みどり豊かな都市の実現とみどりの将来世代への継承を図り、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として定めるものです。

また、本条例に基づきまして、令和2年度に策定を予定している「みどりの基本計画」に、都市計画公園の整備方針について位置づけをすると共に、令和3年度から導入される都市計画税を財源として、都市計画公園の整備も検討してまいります。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第126号「西河原字上ダイ地区」地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、「西河原字上ダイ地区」地区計画の区域内において、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、良好な環境の街区を形成するため、地区計画の区域内における建築物について制限を定めるものです。

なお、本条例は、大津湖南都市計画「西河原字上ダイ地区」地区計画に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示の日から施行します。

議第127号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、人事院が8月7日に国家公務員の給与改定を勧告し、政府は10月11日に一般職に準じた特別職の給与改定として、期末手当の引き上げを行うことを閣議決定しており、本市の議会議員、市長、教育長の特別職の期末手当においても閣議決定の趣旨を踏まえた給与改定を行うものです。

内容としては、本年12月支給の期末手当に0.05月分を追加し、年間3.40月に改正するものであり、次年度以降は期末手当の支給月数を期別ごとに調整します。

なお、本条例は公布の日から施行しますが、次年度以降の適用分については、令和2年4月1日から施行します。

議第128号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、人事院勧告に基づく閣議決定の趣旨を踏まえ、本市の職員の給与改定を行うものです。

主な内容としては、職員の給料表については、民間との差があること等を踏まえ、大卒の初任給を1,500円引き上げ、また、若年層の月例給を引き上げて、本年4月に遡及しようとするものです。

勤勉手当については、本年12月支給分に0.05月分を追加し、年間1.90月に改正するもので、次年度以降は、勤勉手当の支給月数を期別ごとに調整します。

また、住居手当については、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円に引き上げると共に、手当の上限を1,000円引き上げます。

なお、本条例は公布の日から施行しますが、次年度以降の適用分については、令和2年4月1日から施行します。

議第129号野洲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令」が施行されたことにより所要の改正を行うもので、改正前は施行令であった償還金の支払い猶予の規定が法律に規定されたこと、償還免除の理由に破産手続開始の決定、または再生手続開始の決定が追加されたこと、償還金の支払い猶予や償還免除の判断に、貸し付けを受けた本人、または保証人の資力の状況に応じた対応とする規定が追加されたことなど、それら法令の条項の引用元の追加や条ずれを含めた変更をする必要が生じたため改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第130号野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、児童福祉法が改正されたことに伴い、引用箇所を改正を行います。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第131号野洲市改良住宅条例及び野洲市営住宅条例の一部を改正する条例について

ご説明申し上げます。

改良住宅や市営住宅の入居手続において、請書を提出する際、市長が適当と認める連帯保証人1名ないし2名の連署が必要となっています。しかし、連帯保証人の確保が困難なことが理由で入居ができない状況は、公営住宅の住宅困窮者に対し住居を提供するという本来の役割を果たせていないことから、本条例は連帯保証人制度を廃止するための所要の改正を行います。

なお、本条例は令和2年4月1日から施行します。

議第132号野洲市墓地公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

近年、価値観の多様化並びに少子高齢化が進行する中で、お墓に対する意識及び位置づけが変化してきました。こうした状況に対応するため、野洲市墓地公園内に新たに合葬墓を整備しています。本条例は、それらの使用者資格、生前登録、使用料等の必要な規定を加える改正を行います。

また、あわせて、合葬墓の使用料について、埋葬、改葬共に1体10万円、さくら墓園の永代使用墓所を返還して改葬する場合は、半額の1体5万円とし、記名板の使用料については、1枚当たり3万円とする野洲市使用料条例の改正を行います。

なお、本条例の施行日は規則で定める日とします。

議第133号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、小篠原自治会の区域内の開発行為に伴い、帰属を受けた公園を野洲市地域ふれあい公園とするための改正を行います。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第134号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、水道工事を行う指定給水装置工事事業者の指定は、5年ごとに更新を受けなければならないと新たに規定されたため、更新手数料を制定すると共に、水道法施行令改正による条ずれに伴う引用条項の改正を行います。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第135号野洲市老人憩の家条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、公共施設等総合管理計画に基づき検討した結果、全ての老人憩の家を地元自

治会へ無償譲渡することで合意したことから、野洲市老人憩の家を廃止するため、関係条例を廃止するものです。

なお、本条例は令和2年4月1日から施行します。

議第136号野洲市農業集落排水処理施設条例等を廃止する条例についてご説明申し上げます。

農業集落排水事業は、令和2年4月1日に吉川地区処理施設を最後に全ての処理施設について公共下水道への接続替えが完了し、これをもって昭和62年度より継続していた本事業が終了いたします。本議案は、事業終了による関係条例の廃止と関連する条例の改正を行います。

なお、本条例は令和2年4月1日から施行します。

議第137号及び138号財産の譲与についてご説明申し上げます。

譲与しようとする財産は、本定例会で廃止条例案を別途提案しています野洲市老人憩の家の建物のうち、簿価が残存する2施設であります。

老人憩の家は、旧中主町が滋賀県の補助と地元から寄附金等を財源に、昭和末期から平成12年にかけて整備したもので、現在、令和2年3月31日までの指定管理協定書を各自治会と締結して運営している公の施設ですが、整備に用いた財源の構成や、専ら当該自治会の高齢者等住民が利用し、これまで各自治会で自主的に管理、運営がなされてきた施設であります。今回、現行の指定期間の終了と併せ、地元自治会に無償譲渡するものであり、この方向については平成31年3月に全11自治会と基本合意書を交わしています。

譲与対象物件は、譲渡時点において残存簿価が見込まれる八夫及び北比江の旧老人憩の家建物で、これらは無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第139号指定管理者の指定につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

野洲市三上集楽センターは、三上自治会を指定管理者として指定しているところですが、令和2年3月31日で指定期間が満了となることから、現在の指定管理者を引き続き指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものです。

なお、指定管理期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

議第140号指定管理者の指定につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

菖蒲漁港、吉川港、吉川舟溜りの3施設は、中主漁業協同組合を指定管理者として指定

しているところですが、令和2年3月31日で指定期間が満了となることから、現在の指定管理者を引き続き指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものです。

なお、指定管理期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

議第141号指定管理者の指定につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

野洲市野洲川河川公園は、NPO法人YASUほほえみクラブを指定管理者として指定しているところですが、令和2年3月31日で指定期間が満了となることから、非公募による指定管理者の審査を行った結果、現在の指定管理者を引き続き指定することが妥当であると判断しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求めるものです。

なお、指定管理期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間です。

最後に、議第142号市道路線の認定についてご説明申し上げます。

本議案は、6路線を認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議決を求めるものです。

以上、提案をいたしますので、ご審議、ご採決をお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明11月29日から12月4日までの6日間は、議案調査のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、明11月29日から12月4日までの6日間は休会することを決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。来る12月5日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、一般質問等を行います。

本日はこれにて散会といたします。（午前9時26分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和元年11月28日

野洲市議会議長 岩井智恵子

署名議員 田中陽介

署名議員 稲垣誠亮